

## **第1章 計画の基本事項**

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料



# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画改定の背景と目的

一宮市では、2009（平成21）年に緑とオープンスペースの整備・保全に関する取組みを推進するための総合的な計画として「一宮市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、市民・民間事業者等・行政が連携しながら、緑のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、本計画の策定から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減、地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化、多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり、経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ、多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

こうした緑を取り巻く社会環境が変化する中、2017（平成29）年5月には、緑とオープンスペースの効果的な整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律が改正されました。また、近年では、都市の緑が持つ多様な機能を「都市のため、地域のため、市民のため」に活用する「グリーンインフラ」の取組みが進められており、一宮市においても、持続可能で緑豊かなまちづくりの実現に向けた取組みの推進が求められています。

そのため、こうした社会環境の変化に対応するため、都市公園や木曽川沿川の河川緑地、社寺林や田畑などの緑のストックの保全・活用を推進するとともに、市民や民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用を推進し、次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針として、本計画を改定します。

一宮市緑の基本計画（前計画）（計画期間：2009.4～2021.3）

### 【改定の背景】

#### ■計画策定後の約10年間における緑を取り巻く社会環境の変化

- ①人口減少・少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減
- ②地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化
- ③多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり
- ④経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ
- ⑤多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換

#### ■社会環境の変化に対応するために国が進めている取組みとの整合

- ①都市緑地法・都市公園法・生産緑地法などの緑に関する法律の改正
- ②都市の緑が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の推進
- ③持続可能な都市経営の実現に向けた多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換

### 【改定の目的】

#### ■次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針づくり

- ①都市公園や木曽川沿川の河川緑地、社寺林や田畑などの緑のストックの保全・活用
- ②市民・民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用

一宮市緑の基本計画（改定版）（計画期間：2020.4～2031.3）

図 計画改定の背景と目的

## 2

## 緑の基本計画とは

### 2-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画（市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」などの事項を示すとともに、2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法において新たに規定された「都市公園の整備・管理の方針」や「都市農地の保全」に関する事項を示した、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

### 2-2 計画における緑とその役割

#### （1）本計画における“緑”とは

本計画における“緑”とは、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペースの他、河川やため池などの水辺空間、学校や市役所などの公共公益施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体とします。



大野極楽寺公園



木曽川の河畔林



真清田神社と社寺林



都市近郊に広がる農地

図 本計画における緑

#### （2）緑が果たす“役割”とは

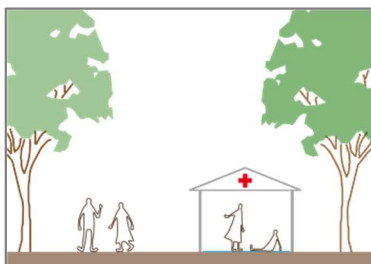
都市における緑が果たす“役割”は主に、環境の保全や改善、美しく魅力的な景観の形成、まちの防災機能の向上、まちなぎわいやレクリエーションの場の創出などがあり、私たちの生活の質（QOL：Quality of Life）の向上を図る上で、欠かすことの出来ないものです。



環境の保全や改善



美しく魅力的な景観の形成



まちの防災機能の向上



まちなぎわいや  
レクリエーションの場の創出

図 緑が果たす主な役割

### 3 計画の位置づけ

本計画は、持続可能な都市づくりへの転換をはじめ、環境問題や防災対策、さらには多様化するニーズやライフスタイルなどの現在の社会情勢を踏まえながら、一宮市における今後の緑のまちづくりについて、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市都市計画マスタープラン」などの上位計画、愛知県の緑づくりの指針となる「愛知県広域緑地計画」との整合を取り、まとめたものです。

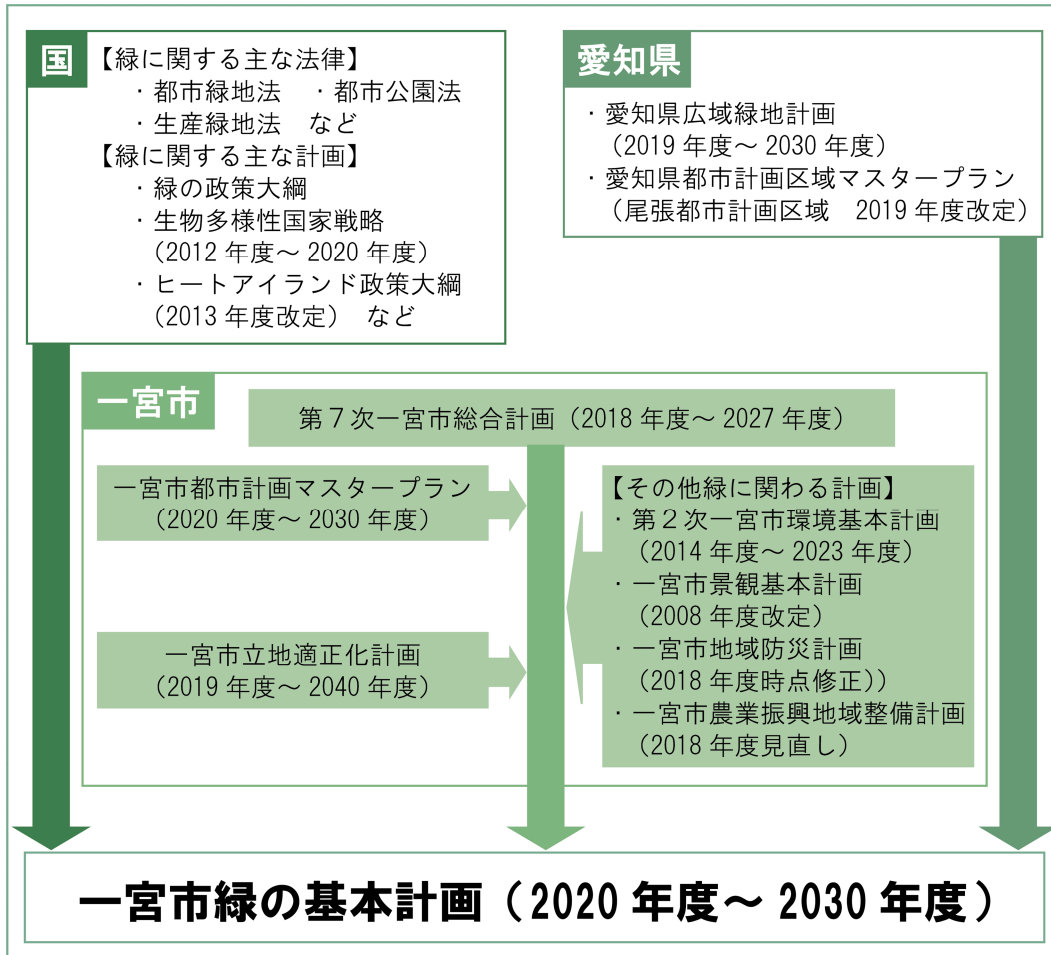


図 計画の位置付け

#### 〈参考〉 一宮市民憲章

##### ■前文

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

##### ■本文

1. いのちを大切に、だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
1. ちきゅうを愛し、自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
1. のびやかに青少年が育ち、個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
1. みどり豊かなふるさとを守り、活力ある産業のまちをつくります。
1. やさしさと思いやりに満ち、夢と希望があふれるまちをつくります。

## 4 計画のフレーム

### 4-1 計画期間

持続可能で緑豊かなまちづくりを進める上では、一宮市のまちづくりの指針となる「一宮市都市計画マスタープラン」と整合を取りながら、施策を推進していく必要があることから、計画期間を2020（令和2）年度から概ね10年間に設定します。

表 計画期間

緑のまちづくりの計画期間（年度）														
2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
第7次一宮市総合計画（2018年度～2027年度）														
			一宮市都市計画マスタープラン（2020年度～2030年度）											
第2次一宮市環境基本計画（2014年度～2023年度）														
一宮市緑の基本計画（前計画）（2009年度～2020年度）														
			一宮市緑の基本計画（2020年度から概ね10年間）											

### 4-2 対象区域

本計画の対象区域は、一宮市全域（面積：113.82km<sup>2</sup>）とします。

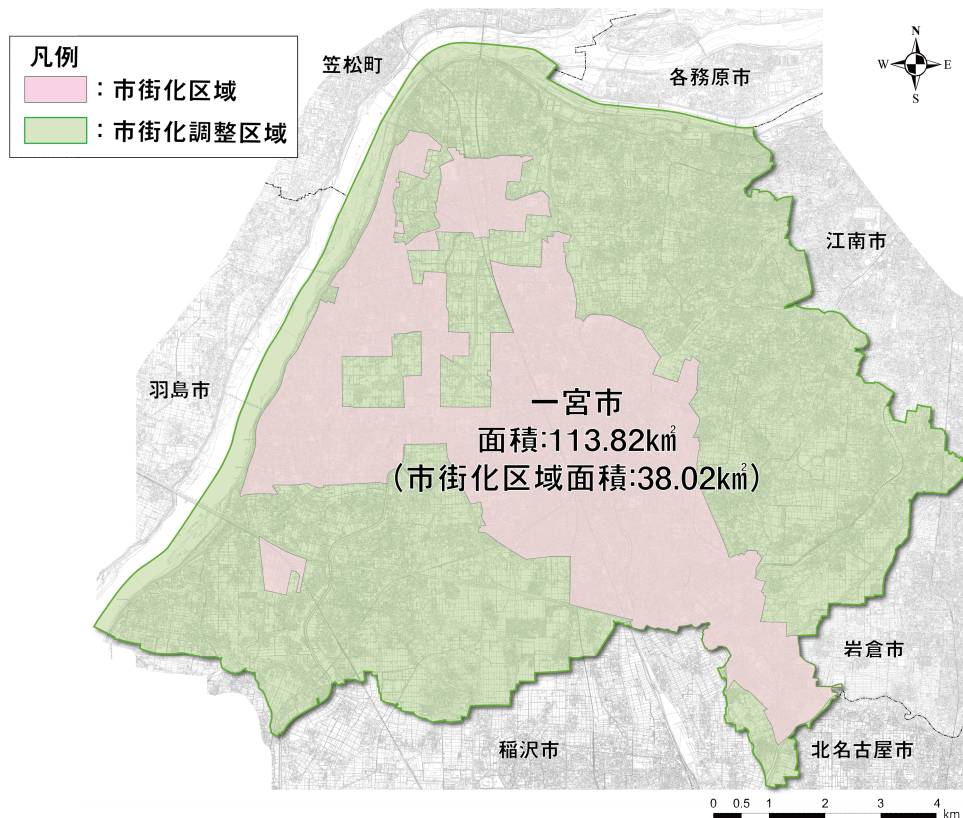


図 対象区域

## 5 緑に関する法律の改正

2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律では、「民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する」ことを目標としており、一宮市においてもこの目標の実現に向けて、緑に関するさまざまな取組みを推進していく必要があります。

そのため、こうした法改正に対応した計画とする必要があることから、次頁以降に都市緑地法などの法律の主な改正のポイントや具体的な取組み事例を示します。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<改正のポイント> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に （国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設 の設置管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可 期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置	<改正のポイント> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する 制度の拡充	<改正のポイント> ☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を 市区町村が条例で引下げ可能に （300㎡を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レスト ラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居 地域を創設（地域特性に応じた建築規制、 農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】		
<改正のポイント> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み		

### <目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

### 図 緑に関する法律の改正のポイント

（出典：国土交通省 「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要）

## 5-1 都市緑地法

都市緑地法の改正のポイントを以下に示します。

### ■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

#### 1) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充（法第69条）

##### 概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がっており、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

##### みどり法人制度の拡充

###### ○改正概要

	現 行	改 正
名 称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・ <b>その他の非営利法人</b> (例:認可地縁団体) ・ <b>都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社</b> (例:まちづくり会社)

###### ○みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

###### ○指定状況

(平成29年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
東京都		公益財団法人 東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
神奈川県		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋みどりの協会
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
計		5法人

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

###### <みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



5

#### 2) 市民緑地認定制度の創設（法第60条）

##### 概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには、限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

##### 市民緑地認定制度の創設

###### 概要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

###### 対象要件

- 対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

###### 認定基準

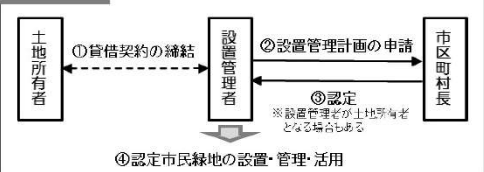
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300m<sup>2</sup>以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

###### 支援措置

**税制** みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]  
※平成31年3月31日までの時限措置

**予算** みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)  
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

###### 制度のフロー



認定市民緑地のイメージ

10



■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

2) 市民緑地認定制度の創設（法第60条）

【空き地を活用した緑地の創出イメージ】

＜郊外部における空き地を活用した緑地の創出事例＞

ふうせん広場	花と緑の広場	今宿コミュニティガーデン
NPO法人 balloon 所在地:千葉県柏市 土地所有者:個人 面積:500m <sup>2</sup>	NPO法人 花と緑の広場 所在地:東京都三鷹市 土地所有者:企業 面積:6,900m <sup>2</sup>	今宿コミュニティガーデン友の会 所在地:神奈川県横浜市 土地所有者:横浜市 面積:600m <sup>2</sup>
整備前:個人所有の空き地	整備前:ゴルフ場跡地	整備前:公共未利用地 ※本制度において公共用地は想定されない
 <p>[整備前]</p>	 <p>[整備前]</p>	 <p>[整備前]</p>
整備後:地域住民のイベント広場として活用	整備後:花畑・広場として活用	整備後:地域住民のイベント・植えつけ体験等の場として活用
 <p>[整備後]</p>	 <p>[整備後]</p>	 <p>[整備後]</p>

【市民緑地の管理・運営イメージ】



企業が管理する子どもの遊び場



NPO法人による地域活性化のためのイベント広場



市民団体が活用するガーデニング講習フィールド



企業の管理する緑地における自然観察会



NPO法人による農作業体験

■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

3) 緑化地域制度の改正（法第34条）

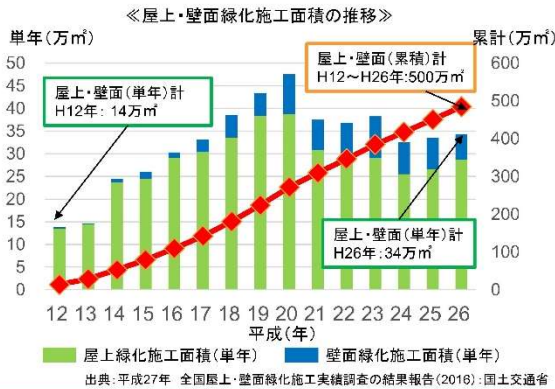
概要

- 都市部における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空地が少ない地域における緑化推進が課題となっています。
- 現行の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていたため、建ぺい率が高い地区等では、低率で設定をしていました。
- 一方、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組みが普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準を見直し、都市における緑化をより一層推進します。

【緑化地域制度改正の背景】

屋上・壁面緑化の普及

- 屋上・壁面緑化の1年当たり施工面積(フロー面積)は平成12年の約14万㎡から平成26年の約34万㎡と15年間で20万㎡増加。
- 平成12年～26年間の累計施工面積(ストック面積)は約500万㎡。



屋上・壁面緑化技術の進展

- 単一種栽による緑化に比べ、複合植栽による緑化面積が増加傾向にあるように、屋上緑化・壁面緑化に求められる、施工性の改善や資材の軽量化、維持管理性能の改善など、様々な技術開発が進んでいる。



《屋上緑化施工累計面積の推移(植栽タイプ別)》



緑化地域制度の課題（導入自治体ヒアリングより）

- ・建ぺい率80%超の地域においても緑化地域制度を活用したい。その際、地上部や屋上で緑化施設を整備することが困難なので、壁面でもっと計上できるとよい。
- ・条例では、維持管理義務を課すことができていない。緑化地域制度は、維持管理義務を課することができるのが大きなメリット。
- ・緑化地域は罰金があるが、緑化協議は指導のみであり、不公平感がある。
- ・緑化地域は違反対策パトロールを行っているが、緑化協議は協議終了後にパトロールする仕組みがないので、担保性が弱い。

【緑化地域制度の概要】

【緑化地域制度】

- 緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度(建築基準関係規定)

- 対象区域: 「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
- 規制の対象: 敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築・増築
- 規制の内容: 建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)

緑化地域制度の改正

- 緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能とする。

- 【現行】「敷地面積の25%」又は「1-(建ぺい率+10%)」のうち小さい数値

⇒【改正後】壁面・屋上緑化の普及も踏まえ、建ぺい率に関わらず「敷地面積の25%」とする。

【計算例】建ぺい率80%の商業地域  
 緑化率 = 1 - (80% + 10%) = 10%  
 義務付けは10%以下となり、緑化効果は限定的

緑化地域の指定状況

都市	面積 (ha)	緑化率の最低限度 (%)
世田谷区	5,700	5~25
横浜市	24,500	10
名古屋市	30,300	10~20
豊田市	200	5~15
合計	約61,000	-

緑化地域制度のイメージ



■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

4) 緑地の定義への農地の明記（法第3条）

概要

- 都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確（原則として含まれず、樹林地内に介する農地のみ含む解釈）でした。
- しかし、都市農業振興基本法・都市農業振興計画により、都市農地の位置付けが見直されたことを受けて、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度（緑の基本計画、特別緑地保全地区制度等）の対象とすることとします。
- また、この改正により、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置付け、保全・活用を図ることが可能となります。

【都市農業振興計画と緑地の定義】

■都市農業振興計画(平成28年5月13日閣議決定)

**現状**

- 市街化区域内農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
- 生産緑地は、緑地機能のほか将来の公共施設用地としても評価し保全
- 主要な農業振興施策の対象外

**状況の変化**

- 食の安全意識、都市住民の農業に対する関心の高まり
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上（避難場所等としての役割）
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待

**都市農業振興基本法の制定**  
(平成27年法律第14号)

**基本法の政策課題**

**都市農業の多様な機能の発揮**

- ・農産物を供給
- ・防災
- ・良好な景観の形成
- ・国土・環境の保全
- ・農作業体験・交流の場
- ・農業に対する理解醸成



**政策上の意義**

- 都市農業の農家戸数・販売金額は全国の1割弱  
→ **食料自給率の一翼**
- 「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す  
→ **都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- 民有緑地として適切に管理  
→ **持続可能な都市経営**

**新たな施策の方向性**

- 担い手の確保  
都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手を確保  
・営農の意欲を有する者（新規就農者を含む）  
・都市農業者と連携する食品関連事業者  
・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等
- 土地の確保  
・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全  
・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討  
・**都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討**
- 農業施策の本格展開  
・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換




東京都の新規就農者グループ「東京NEO-FARMERS!」  
都市農地や農業用水を利用した防災訓練の様子（大阪府貝塚市）

「緑地」の定義

改正後の定義(赤字傍線部分を追加) 【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

都市農業振興基本計画(抜粋)

はじめに  
…これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを…「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

- 第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 3 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価  
(4) 都市政策における再評価  
都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

「緑地」と定義されている形態	対応する農地利用
樹林地	竹林、梅林
	茶畑
	果樹園
草地	野菜畑
	シバ
	採草放牧地
水辺地	池沼
岩石地	レンコン、ジュンサイ
類する土地	湿地帯(水辺地)
	水田(イネ、セリ、クワイ)
	ワサビ
	砂丘(岩石地)
	ランキョウ、メロン



■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

5) 緑の基本計画の記載事項の追加（法第4条）

概 要	<p>○公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増しており、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっています。</p> <p>○そのため、緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進します。</p>
-----	--

【緑の基本計画の拡充】

**緑の基本計画の拡充**

**○計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】**

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備**及び管理**の方針**その他**緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤**生産緑地地区内の緑地の保全**
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区**及び生産緑地地区**以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進


**○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】**

- ・地方公共団体は、都市公園の**管理**や**生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。**

**➡**

- ・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進
- ・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

**【神奈川県藤沢市緑の基本計画】**  
緑の概要地図



なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、**官民連携の方針についても定めることが望ましい。**【運用指針4(4)④】

【計画に記載する管理方針の例】

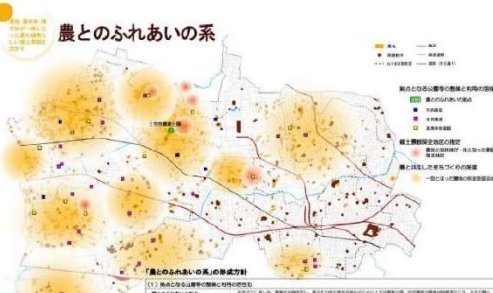

＜緑の基本計画へ記載する管理の方針例＞	＜管理の方針に即して行う都市公園の管理の例＞
<p><b>○公園の特性に応じた魅力の向上の方針</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づくマネジメントを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花の名所づくりに向けた大規模花修景の実施とインバウンド誘致のための広報の展開</li> <li>・イベントを積極的に誘致して賑わいを創出</li> <li>・自然環境を保全し、環境教育に力を入れた管理の実施</li> <li>など公園の特性に応じた管理運営の実施</li> </ul>
<p><b>○官民連携による公園の活性化の方針</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○公園、○○公園など民間参入が見込めるポテンシャルの高い公園において、民間活力を活用した都市公園のリニューアル、にぎわいづくりを進めます。</li> <li>・公園協議会を市内の○箇所公園に設置し、地域と連携して公園の魅力向上の取組を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募設置管理制度の活用による都市公園のリニューアル</li> <li>・公園協議会において公園ごとのローカルルールを決め、地域住民等と連携して管理、利活用を推進</li> </ul>
<p><b>○公園施設の適切なメンテナンスに関する方針</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行います。</li> <li>・公園の植栽や樹林が、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な公園施設の更新の実施</li> <li>・都市公園の特性、樹木の特性に応じた植物管理の実施</li> </ul>
<p><b>○公園の再編や機能向上に関する方針</b></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少等を踏まえ、地域と協働しながら、小規模公園の統廃合や機能の見直しを行い、地域のニーズの変化等に応じた都市公園のリニューアル、魅力の向上を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の合意を得ながら、都市公園の統廃合の実施</li> <li>・魅力の低下している小規模公園について、周辺人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理、再整備の実施</li> </ul>

■都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

5) 緑の基本計画の記載事項の追加（法第4条）

【都市における農地を計画的に保全するための方針の例】

都市における農地を計画的に保全するための方針の例

練馬区みどりの基本計画(抜粋)	世田谷区農地保全方針(抜粋)
<p>○農とのふれあいの系</p> <p>農地や屋敷林は、練馬のみどりの特徴であるため、農地・屋敷林・雑木林が一体となった郷土景観を保全し、まとまった農地をまちづくりの中に活かしながら、農とのふれあいを推進することが重要。</p>	<p>○農地保全重点地区の指定</p> <p>生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一体で存する地区を農地保全重点地区に指定する。農地保全重点地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした7地区とする。</p>
<p>○農とのふれあいの系</p>  <p>「農とのふれあいの系」の形成方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農地や屋敷林等の集積し利用が期待されるエリアを重点的に整備する。</li> <li>② 農地や屋敷林等の集積し利用が期待されるエリアを重点的に整備する。</li> <li>③ 農地や屋敷林等の集積し利用が期待されるエリアを重点的に整備する。</li> <li>④ 農地や屋敷林等の集積し利用が期待されるエリアを重点的に整備する。</li> </ol>	<p>○農地保全重点地区</p> 

## 5-2 都市公園法

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷より、緑の「量的」整備（創出・保全）を進めるステージから、緑の「質的」整備（活用・維持管理）を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園の再生や活性化を推進するため改正されました。

以下に、都市公園法改正の背景、次頁以降に都市公園法の改正のポイントを示します。

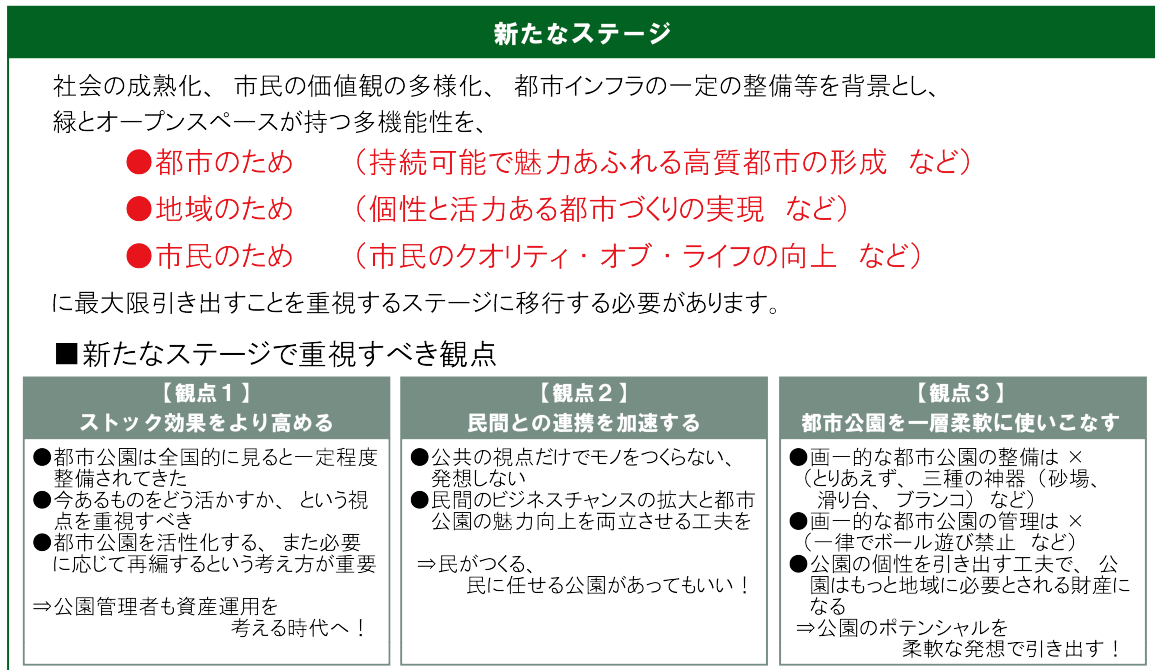
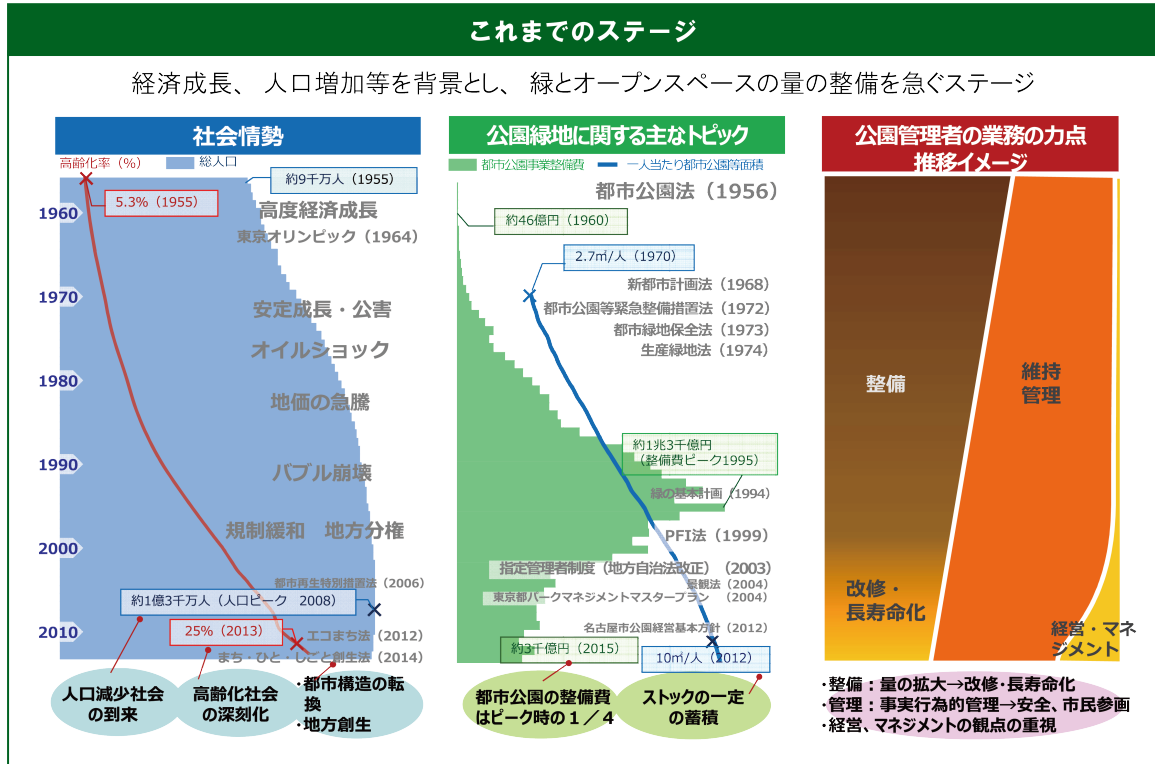


図 都市公園法改正の背景  
(出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

概要

- 都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10㎡/人を超えている）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。
- そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。
- そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。

【公募設置管理制度の特徴】

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は**20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならない**  
（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

<制度を活用した公園整備イメージ>



特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「**利便増進施設**」（占用物件）として設置可能

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を**一体的にデザイン、整備**できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

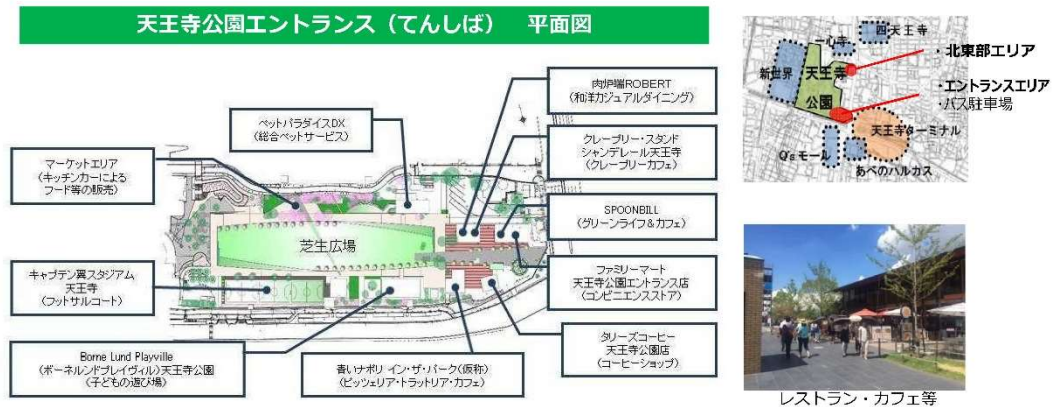
■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

【民設民営による都市公園の再整備事例（天王寺公園（大阪市））】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募**。
- 選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約7,000㎡）、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス（てんしば） 平面図



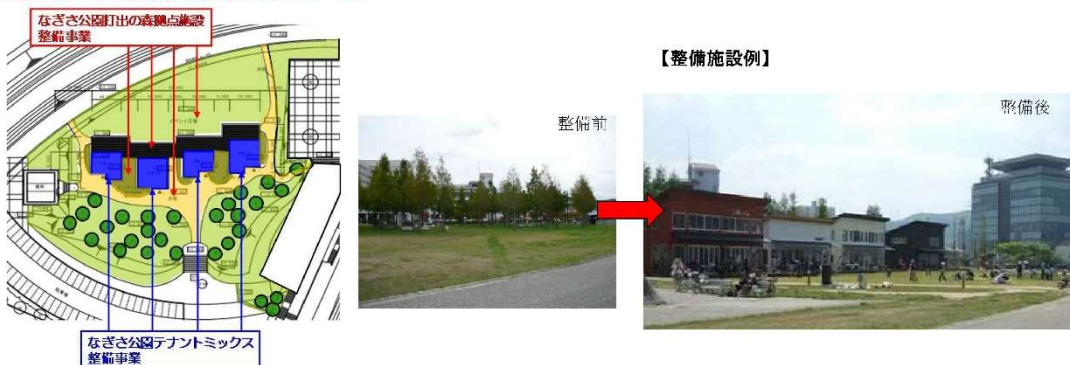
【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設（建築面積4,000㎡以下）
- 特定公園施設：園路、広場（公共負担0を条件）
- 管理：園路、広場は管理委託により事業者が管理

【地方における民活事例（天津湖岸なぎさ公園（天津市））】

- 天津市の天津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は（株）まちづくり天津が主体となって事業を推進（テナントは一部公募）。

■天津市施工：芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：オープンカフェ
- 特定公園施設：園路、広場、ウッドデッキ



■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

2) PFI事業の設置管理許可期間の延伸

概要

○都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多いのが現状です。  
 ○PFI事業による公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的運営を確保し、より多くの民間参入を促進します。

【PFIによる都市公園の整備管理事例】

PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

○公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。

<PFIによる都市公園の整備・管理事例>

公園名 【事業主体】	事業名	PFI対象施設	事業開始	運営期間
河内海岸公園 【神奈川県】	海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	○体験学習施設 ○水族館	H14	30
長井海の手公園 【神奈川県横浜賀賀市】	（仮称）長井海の手公園整備等事業	○書室市場、レストラン、売店、ビジターセンター等 ○遊歩車路、展望デッキ等	H15	10
尼崎の森中央緑地 【兵庫県】	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	○プール ○健康増進施設	H15	17
噴火池パノラマパーク 【北海道】	道立噴火池パノラマパークビジターセンター等整備運営事業	○ビジターセンター ○オートキャンプ場	H16	25
緑ヶ丘公園 【東京都豊田区】	（仮称）豊田区総合体育館建設等事業	○総合体育館 ○テニスコート(4面)	H18	20
熱池公園 【鹿児島県】	鹿児島市新熱池公園水泳プール整備・運営事業	○プール	H20	15
ニッ松公園 【神奈川県横浜市】	横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ松公園整備事業	○区総合庁舎 ○公園	H20	16
布引公園 【兵庫県神戸市】	新神戸ロープウェイ再整備等事業	○ロープウェイ、駅舎(3駅)	H21	16
なぐわし公園 【埼玉県川越市】	川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業	○温水利用型健康運動施設	H22	15
まほろば健康パーク 【奈良県】	新泉館プール施設等整備運営事業	○健康増進施設等	H23	15
（仮称）柳島スポーツ公園 【大阪府】	柳島スポーツ公園整備事業	○総合競技場等	H26	22

<PFI事業の例>



新江ノ島水族館  
（湘南海岸公園）



温水利用型健康運動施設  
（川越市なぐわし公園）

【PFI事業とP-PFIとの比較】

- PFI事業、P-PFIいずれも民間の資金、ノウハウ等を活用して公共施設の整備等を行う手法であるが、想定する事業内容に応じ、それぞれの手法を適宜選択することが望ましい。
- PFI事業、P-PFIの特徴を踏まえた、事業手法の選択の観点の例は以下の通り。

	PFI事業	P-PFI
根拠法	PFI法	都市公園法
事業期間の目安	10～30年程度	20年以内
議会の承認	必須	必須ではない
公共コスト削減効果	VFM	特定公園施設の整備費の全部又は一部
SPCの設立	必須	必須ではない
収益施設以外の施設整備の要否	必須ではない	必須（特定公園施設）

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

3) 保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

概要	<p>○国家戦略特区改正法により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能となりました。</p> <p>○待機児童解消の取組み強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても設置が可能となりました。</p>
----	---

【保育所その他の社会福祉施設の追加】

現行の占用許可制度

- (1) 占用物件(※)を限定的に規定  
 (2) 物件が、①公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさない、②必要やむを得ない、③技術的基準に適合、を満たす場合に占用許可
- ⇒ 都市公園内のオープンスペースを確保

国家戦略特区法による特例(H27.7法改正)

国家戦略特区において保育所等社会福祉施設(通所型)を、占用物件に追加。法施行以降、18事例が認定済。平成29年4月に6箇所が開所。

↓ 都市公園法改正により一般措置化

○保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型)①について、政令で定める技術基準②等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。

<施行令で規定する事項>

- ① 設置可能な社会福祉施設(通所型)
- 保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設 等
- ② 技術的基準
- 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内
  - その他、外観、構造等に関する基準(他の占用物件と同様)

【都市公園の占用が可能となる社会福祉施設】

○保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る。)

- ・ 通所のみにより利用されるものであり、施設の設置により都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進が図られることが期待できるものを対象としている。
- ・ 入所型の社会福祉施設は対象とならない

○施行令第12条第3項において、具体的な施設の種類の明記。(1～5号)

- ・ 認可保育所等個別の関係法令等に基づき設置される施設が対象。
- ・ 施行令に規定される種類の施設であっても、実際の利用形態として入所型のサービスを行う施設は許可の対象とならない。

第1号	○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・ 一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・ 小規模保育事業の用に供する施設</li> </ul>
第2号	○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設</li> <li>・ 身体障害者福祉センター</li> </ul>
第3号	○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人デイサービスセンター</li> <li>・ 老人福祉センター</li> </ul>
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・ 地域活動支援センター</li> </ul>
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> </ul>
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

○地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を追加できるよう条例により追加することが可能(6号)

- ・ 施行令第12条第3項第1号から第5号に掲げるものに準ずる社会福祉施設であること。
- ・ 地方公共団体独自の基準により認可している保育所等については、条例に定めることで設置が可能。

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

3) 保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

【占用の要件及び技術的基準】

要件

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの 法第7条第2項



都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用することで都市公園の機能の増進が図られる場合

例えば、保育所の設置により公園が園児やその保護者の交流の場となることや、地域交流スペースの設置により公園利用が促進されるなど。

技術的基準

占用の場所は**広場**又は公園施設である**建築物内**

令第16条第1項第6の2号

規模に関する基準

広場 施設の敷地面積の合計が、**公園全体の広場の面積の30%以内**

建築物内 施設の床面積の合計が**当該建築物の延べ床面積50%以内**

その他の技術的基準

従前より規定されている占用物件に関する技術的基準についても適用 令第15～17条

- ・ 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致及び美観等を害しないものとする
- ・ 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全又は公衆の利用に支障を及ぼさないものとする
- ・ 占用に関する工事については、公衆の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

等

これらを踏まえて

具体の施設について都市公園の占用を許可することが適当か否かは、当該都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきもの

例えば、面積の小さな都市公園や既に公園施設である建築物が多数設置されているような都市公園については、慎重に判断すべき

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

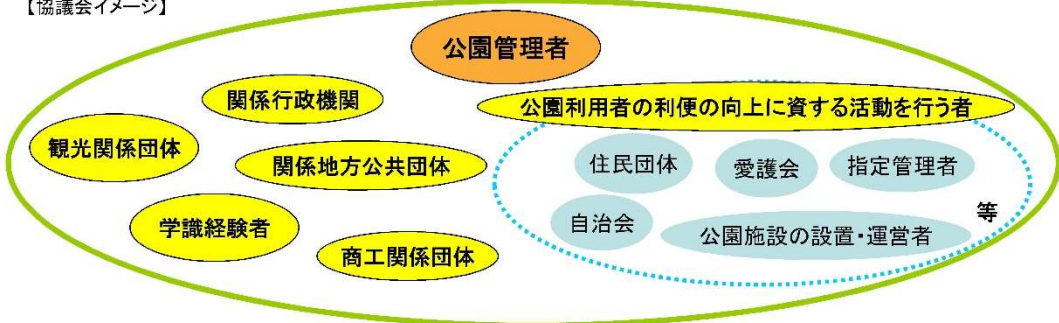
4) 公園の活性化に関する協議会の設置

概要	○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。
----	--

協議会の設置

○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。  
 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

5) 都市公園の維持基準の法令化

概要	○供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが2014年度（平成26年度）末で約16%あり、20年後には約6割に達する見込みです。また遊具については、設置から20年以上経過したものが約5割となっています。 ○そのため、都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることで、予防保全による都市公園の長寿命化・安全対策を徹底します。
----	--

都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

○維持修繕に係る技術的基準の内容

公園施設全般について

- ・適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。 **令第10条**
- ・公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- ・点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。 等

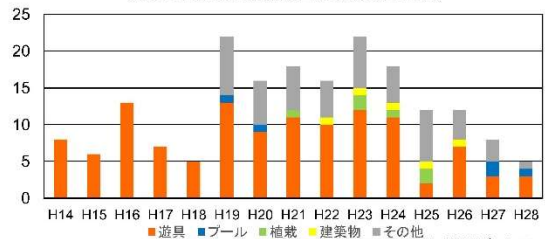
特に、遊具については、安全性確保の必要が高いことから、

- ・点検頻度について、年1回を基本とする。
- ・点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。 **規則第3条の2**

(参考)都市公園の安全確保に関する指針の整備状況

- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（H14.3策定、H20・H26改訂）  
主に子どもが利用する「遊具」について安全確保に関する基本的な考え方を規定
- プールの安全標準指針（H19.3策定）  
プール利用者の安全確保のため、参考となる留意事項を規定
- 公園施設の安全点検に関する指針(案)（H27.4策定）  
公園施設全般について、安全点検の考え方や実施方法を規定

【公園管理又は公園施設に起因した事故の発生件数】



5-3 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法

生産緑地法、都市計画法及び建築基準法の改正のポイントを以下に示します。

■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

1) 生産緑地地区の面積要件の引き下げ

概要

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で500㎡以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていません。
- また、公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまうことが起きます。（道連れ解除）
- このことから、今回の法改正では生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡（政令で規定）まで引き下げることを可能にし、併せて同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合には、一団の農地等とみなして指定を可能にしました。（ただし、個々の農地はそれぞれが100㎡以上とします。）

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

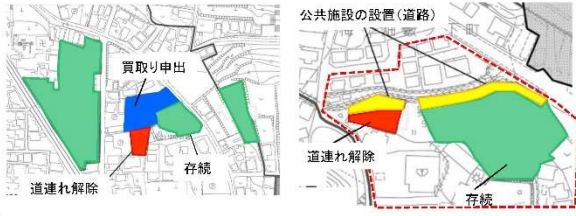
面積 約300㎡



営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡  
道連れ解除面積 429㎡

公共施設の面積 222㎡  
道連れ解除面積 284㎡



改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡（政令で規定）まで引下げ可能に。
  - 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上）。
- ※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制（固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予）を適用。

2) 生産緑地地区における建築規制の緩和

概要

- 生産緑地地区内では設置可能な施設に関して、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定をしていましたが、かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とする要望がありました。
- そこで、今回の法改正では、生産緑地地区内に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加することとしました。

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

- ①生産又は集荷の用に供する施設  
ビニールハウス、温室、育苗施設、農産物の集荷施設 等
- ②生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設  
農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設  
共同で利用する選果場 等
- ④休憩施設その他  
休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

…農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても…農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）

改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加。

【追加する施設】

- ①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

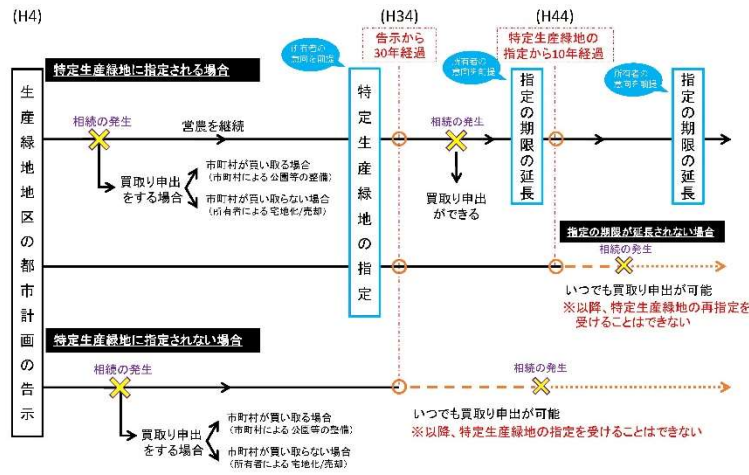
※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。  
・残る農地面積が地区指定の面積要件以上  
・施設の規模が全体面積の20%以下  
・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者  
・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

3) 特定生産緑地制度

概要

○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができるようになりました。  
 ○指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長が可能となります。



■都市計画法及び建築基準法の改正のポイント

（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

1) 田園住居地域の創設

概要

○宅地需要等の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化より、都市農地を都市にあるべきものに位置付けました。また、マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止や住居専用地域に農業用施設等が原則として建てられない状況を踏まえ、住居系用途地域の一類型として、「田園住居地域」を創設しました。

課題・背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ（都市農業振興基本計画）
- マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

■ 田園住居地域の具体的なイメージ



改正内容

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を市町村長の許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

建築規制

用途規制

- 低層住居専用地域に建築可能なもの
  - ・住宅、老人ホーム、診療所 等
  - ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等（150㎡以内）
- 農業用施設
  - 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等（500㎡以内）
    - ・農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
  - 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
  - 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
    - ・農機具収納施設等

形態規制

低層住居専用地域と同様  
 容積率：50～200%、建ぺい率：30～60%、  
 高さ：10or12m、外壁後退：都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

6 上位・関連計画

1. 愛知県広域緑地計画（2019（平成31）年3月改定）	
項目	内容
目標年次	2030（令和12）年度
計画の理念	『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め、多様な機能を活用～』
基本方針 （一部抜粋）	<p>計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」を効果的に活用することを目指している</p>
	<p><b>いのちを守る緑</b></p> <p>【基本方針】 緑の恩恵を享受し、 自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人や生き物に対して「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結び付ける</li> <li>○都市づくりと連携した、緑が有する防災・減災機能を発揮し、安全・安心な暮らしを確保する</li> <li>○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組を推進し、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指す</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮</li> <li>○防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出</li> <li>○緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施</li> <li>○日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新</li> </ul>
	<p><b>暮らしの質を高める緑</b></p> <p>【基本方針】 良好な生活環境と QOL（生活の質）を 高める緑の空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑による誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進める</li> <li>○自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図る</li> <li>○花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進める</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保</li> <li>○心と体の健康を支える緑の活用</li> <li>○まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの促進</li> </ul>
	<p><b>交流を生み出す緑</b></p> <p>【基本方針】 多様な主体との連携と 地域の特性を活かす緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進める</li> <li>○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PR し、地域の特色を活かした魅力の向上を図る</li> <li>○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指す</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティを育む場としての緑の活用</li> <li>○地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進</li> <li>○多様な主体による緑のまちづくりの推進</li> </ul>

2. 第7次一宮市総合計画（2018（平成30）年3月改定）

項目	内容
計画の期間	2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
基本構想	<p>《将来都市像》                      木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮                      《5つのプランと2つのマネジメント》</p> <p>Plan①：健やかにいきる                      Plan②：快適にいきる                      Plan③：安全・安心を高める              Plan④：活力を生み出す                      Plan⑤：未来の人財を育てる</p> <p>Management①：人を呼び込む    Management②：持続可能で未来につなげる</p>
まちづくりのイメージ	<p style="text-align: center;"><b>まちづくりのイメージ</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: blue;">■</span> : 広域交通網</li> <li><span style="color: darkblue;">■</span> : 主要幹線道路</li> <li><span style="color: pink;">■</span> : 計画・整備中</li> <li><span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> : 鉄道</li> <li><span style="color: green;">■</span> : 主要バス路線</li> </ul> </div>  <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>都市拠点（一宮駅周辺）</b>                          市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたらすために必要な都市機能が集積するエリア</li> <li>● <b>副次的都市拠点（尾西庁舎・木曽川駅周辺）</b>                          都市拠点を補完し、市の北部、西部地域の高次的な都市機能が集積するエリア</li> <li>● <b>地域生活拠点（出張所・公民館等周辺）</b>                          日常生活を維持するため、利用頻度が高い生活利便施設が集積するエリア</li> </ul> </div>



項目	内容																			
<b>土地利用の方針 (一部抜粋)</b>	住宅地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加傾向にある新規世帯の受け皿として、需要に応じた住宅地を配置します。</li> <li>・宅地開発においては、不良な住宅市街地とならないように、利便性の高い地区を優先します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中心市街地における高密度な、まちなか居住の推進</li> <li>● 市街化区域内の拠点における面的未整備地区の都市基盤整備</li> <li>● 市街化調整区域の駅周辺等、利便性の高い地区の活用</li> </ul> </div>																		
	商業地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な都市機能が集積する都市拠点や副次的都市拠点を中心に商業地を配置します。</li> <li>・土地の高度利用を図ることにより、商業機能を誘導します。</li> </ul>																		
	産業用地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな産業立地の受け皿として、高速道路 IC 周辺など、広域交通ネットワークの既存ストックを活用できる場所に産業用地を配置します。</li> </ul>																		
	農業用地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の保全・確保に努めます。</li> <li>・都市近郊の農地では、土地利用の効率化を図り、農業生産の維持と供給力を確保していきます。</li> </ul>																		
<b>前期基本計画 (一部抜粋)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Plan2：快適に過ごす</li> <li>■ 施策9：水と緑を活かしたまちをつくります</li> <li>■ 事業展開の方向性                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑のオープンスペースの整備促進と利活用</li> <li>・民有地の緑化促進</li> <li>・潤いのある美しい緑地の保全と緑化の推進</li> </ul> </li> <li>■ 成果指標と市民の体感指標</li> </ul> <table border="1" data-bbox="453 1429 1385 1832"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #4F81BD; color: white;">成果指標</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #D9E1F2;">指標名</th> <th style="background-color: #D9E1F2;">基準値</th> <th style="background-color: #D9E1F2;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①都市公園面積</td> <td>228.40ha</td> <td>238.04ha</td> </tr> <tr> <td>②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数</td> <td>1,111,700人</td> <td>1,167,200人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="453 1666 1385 1832"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4F81BD; color: white;">市民の体感指標</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #D9E1F2;">指標名</th> <th style="background-color: #D9E1F2;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合</td> <td>30.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: right;">※各指標の算出方法は92から96ページを参照</p>		成果指標			指標名	基準値	目標値	①都市公園面積	228.40ha	238.04ha	②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	1,111,700人	1,167,200人	市民の体感指標		指標名	基準値	水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	30.3%
成果指標																				
指標名	基準値	目標値																		
①都市公園面積	228.40ha	238.04ha																		
②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	1,111,700人	1,167,200人																		
市民の体感指標																				
指標名	基準値																			
水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	30.3%																			

### 3. 一宮市都市計画マスタープラン（2020（令和2）年6月改定）

項目	内容																											
計画の期間	2020（令和2）年度～2030（令和12）年度																											
基本構想	<p>《将来都市像》            都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち            ～多拠点ネットワーク型都市の構築～</p> <p>《都市づくりの目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 持続可能で安全・安心な都市構造の構築</li> <li>■ 都市機能の集積による拠点の強化</li> <li>■ 誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保</li> <li>■ 愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承</li> </ul>																											
現況と課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地の活性化</li> <li>・ 災害などに対する安全・安心の確保</li> <li>・ 多様なまちづくり活動の担い手育成</li> <li>・ 人口の集約による地域コミュニティの維持</li> <li>・ 人口減少下における生活サービス施設の維持</li> <li>・ 豊かな自然や農地、公園・緑地の保全・活用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業構造の変化への対応</li> <li>・ 環境負荷の少ない都市構造の形成</li> <li>・ 地域の歴史と文化の保全・活用</li> </ul>																											
将来都市構造図	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">&lt;ゾーン&gt;</th> <th style="width: 33%;">&lt;拠点&gt;</th> <th style="width: 33%;">&lt;ネットワーク&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市居住ゾーン</td> <td>都市拠点</td> <td>広域幹線道路 (計画段階調査区間)</td> </tr> <tr> <td>田園環境共生ゾーン</td> <td>副次的都市拠点</td> <td>道 路 (計画段階)</td> </tr> <tr> <td>工業集積ゾーン</td> <td>地域生活拠点</td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業拠点</td> <td>公共交通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レクリエーション(大規模公園等)</td> <td>鉄 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歴史文化拠点</td> <td>主要バス</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水と緑のネットワーク</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市と歴史のネットワーク</td> </tr> </tbody> </table>	<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>	都市居住ゾーン	都市拠点	広域幹線道路 (計画段階調査区間)	田園環境共生ゾーン	副次的都市拠点	道 路 (計画段階)	工業集積ゾーン	地域生活拠点	幹線道路		産業拠点	公共交通		レクリエーション(大規模公園等)	鉄 道		歴史文化拠点	主要バス			水と緑のネットワーク			都市と歴史のネットワーク
<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>																										
都市居住ゾーン	都市拠点	広域幹線道路 (計画段階調査区間)																										
田園環境共生ゾーン	副次的都市拠点	道 路 (計画段階)																										
工業集積ゾーン	地域生活拠点	幹線道路																										
	産業拠点	公共交通																										
	レクリエーション(大規模公園等)	鉄 道																										
	歴史文化拠点	主要バス																										
		水と緑のネットワーク																										
		都市と歴史のネットワーク																										

項目	内容
<p>公園緑地の方針 (一部抜粋)</p>	<p><b>【基本的な方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川をはじめ市内を流下する河川や水路、集落地などに数多く見られる社寺林、公園・緑地により市全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。</li> <li>都市公園については、社会情勢の変化や地域の実情・特性などを勘案し、これからの本市の活力と個性を支える公園のあり方を検討し、適切な配置に努めます。</li> </ul> <p><b>【公園緑地の方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園や社寺林などによる緑の拠点を形成し、河川や緑道により水と緑のネットワークの形成を図ります。</li> <li>土地区画整理事業により、計画的な公園整備を進めます。</li> <li>大規模公園などレクリエーションの拠点については、地域特性やニーズを踏まえ、周辺環境や利用状況に応じ、民間活力の導入による多様な整備及び管理手法を検討します。</li> <li>社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区を指定し、保全を図ります。</li> <li>公共施設や民有地の緑化を推進するため、緑化地域制度等を検討し、助成制度の活用を促進します。</li> <li>農地は、重要な緑資源であり、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業体験の場として活用します。特に都市農地については、防災機能や景観・環境機能などさまざまな役割を担うことから、生産緑地地区の新規指定を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用により保全を図ります。</li> </ul>
<p>景観形成の方針 (一部抜粋)</p>	<p><b>【基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一宮市景観基本計画の方針などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して良好な景観の保全及び形成を図ります。</li> <li>今後は良好な景観形成をより積極的に推進するため、景観法に基づく景観計画を策定します。</li> </ul> <p><b>【自然景観の形成に向けた方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川に沿った楽しめるみち、古いまちなみや堤防に沿った坂道など、木曾川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった景観づくりを推進します。</li> <li>優良農用地の保全により広がりが見出された景観、集落地の原風景が生きる景観など、身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくりを推進します。</li> </ul>
<p>環境形成の方針 (一部抜粋)</p>	<p><b>【基本的な方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次一宮市環境基本計画の方針などを踏まえ、安全で快適な生活環境の保全や豊かな自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の実現や地球温暖化防止に向けた環境負荷の少ない持続可能な都市の形成を図ります。</li> </ul> <p><b>【自然環境の保全に向けた方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川河川敷の河畔林や社寺境内の社寺林、散在する屋敷林や田畑などは、多様な生きものの生息環境として保全するとともに、市民のやすらぎ、リフレッシュの場としての有効活用を図ります。</li> <li>木曾川をはじめとした河川や水路などは、良好な水質や水量を維持し、また多様な生きものの生息環境として保全するとともに、水や緑とふれあい、やすらぎ場としての有効活用を図ります。</li> </ul>
<p>都市防災の方針 (一部抜粋)</p>	<p><b>【基本的な方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害（地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫など）による被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な、強くしなやかな都市の形成を図ります。</li> </ul> <p><b>【火災・震災に強いまちづくりに向けた方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地や都市公園などのオープンスペース及び街路樹は、災害時に遮断地帯、避難地帯及び緩衝緑地などとして有効に機能することから維持・確保を図ります。</li> <li>農地は、災害時の避難空間など、防災上重要な機能を有することから、防災協力農地制度の活用を検討します。</li> </ul> <p><b>【風水害に強いまちづくりに向けた方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災上重要な保水・遊水機能を有する農地を保全し、雨水流出抑制を図ります。</li> </ul>

4. 一宮市立地適正化計画（2019（令和元）年5月策定）													
項目	内容												
計画の期間	2019（令和元）年度～2040（令和22）年度												
まちづくりの方針	子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり												
目指すべき都市構造（一部抜粋）	<p>『多拠点ネットワーク型都市』</p> <p>■都市的拠点の位置付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点</td> <td>一宮駅周辺を位置付け、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>副次的都市拠点</td> <td>尾西庁舎周辺、木曾川駅周辺を位置付け、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>地域生活拠点</td> <td>出張所または公民館周辺を位置付け、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとしします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■公共交通ネットワークの位置付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通ネットワーク</td> <td>公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	位置付け	都市拠点	一宮駅周辺を位置付け、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。	副次的都市拠点	尾西庁舎周辺、木曾川駅周辺を位置付け、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。	地域生活拠点	出張所または公民館周辺を位置付け、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとしします。	ネットワーク	位置付け	公共交通ネットワーク	公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。
拠点	位置付け												
都市拠点	一宮駅周辺を位置付け、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。												
副次的都市拠点	尾西庁舎周辺、木曾川駅周辺を位置付け、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。												
地域生活拠点	出張所または公民館周辺を位置付け、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとしします。												
ネットワーク	位置付け												
公共交通ネットワーク	公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。												
誘導区域の施策・誘導方針（一部抜粋）	<p>【都市機能誘導区域の施策・誘導方針】</p> <p>○まちづくりの方針を具現化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能の誘導を図ります。</p> <p>○誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。</p> <p>【居住誘導区域の施策・誘導方針】</p> <p>○人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。</p> <p>○生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。</p>												

5. 第2次一宮市環境基本計画（2014（平成26）年3月改定）	
項目	内容
計画の期間	2014（平成26）年度～2023（令和5）年度
目指すべき環境像	毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本方針1：「安全で快適な生活環境」の保全を目指して</li> <li>■基本方針2：「自然共生社会」の実現を目指して</li> <li>■基本方針3：「循環型社会」の実現を目指して</li> <li>■基本方針4：「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して</li> <li>■基本方針5：「連携・協働社会」の実現を目指して</li> </ul>
基本計画 （一部抜粋）	<p>【基本方針2：「自然共生社会」の実現を目指して】</p> <p>■自然共生に関する重点施策</p> <p>①：自然を「まもる（残す・保全）」「つくる（創出・整備・改善）」「つなぐ（ネットワーク化、活用・管理・学ぶ）」の視点で施策を考えます。</p> <p>②：市民が自然とふれあえる場所や機会の確保</p> <p>③：生きものの生息環境の確保と生態系ネットワークの創出</p> <p>④：緑の再生と緑化推進      ⑤：郷土文化や歴史的遺産の保存</p> <p>&lt;1. 自然と歴史をまもる に関する環境目標&gt;</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>【緑の保全と再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身近に樹木があることは市民のやすらぎと心身のリフレッシュに有効であるほか、多様な生きものの生息環境を確保することにもつながるため、緑地の保全と緑化を進めます。</li> </ul> <p>【恵まれた水環境の保全と復元】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水質の悪化、水量の減少、生きものの多様な生息環境の喪失などの諸問題に対応し、水と緑の空間として人々へ潤いを与える水環境にします。</li> <li>●河川本来の機能を取り戻し、人と生きもののふれあいとやすらぎの場にします。</li> </ul> </div> <p>&lt;2. 自然をつくる に関する環境目標&gt;</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>【愛される都市公園等の創出、緑化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑豊かな公園がより身近になるように、住民一人当たりの都市公園等の面積を現状の5.58㎡から6.5㎡まで増やすことを目指します。</li> <li>●緑に囲まれたベンチで花を眺めながら、鳥のさえずりを聞くことのできるような、公園の実現を目指します。</li> <li>●子どもから高齢者が、スポーツや憩いを同時に楽しめ、健康促進に役立てる公園づくりを目指します。</li> </ul> <p>【多様な生きものが住める環境の創出、復元】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然にふれることにより、情緒を育み、命の大切さ、自然の大切さを体感することが期待できます。親子で自然とふれあえる機会をつくります。</li> <li>●自然の大切さを教えることを学校の総合学習として取り上げます。環境学習の「気づき」の機会を提供し、友達と協力しながら、自然の大切さを学ぶことを通じ、生物多様性の重要性への気づきや人と自然の共生につなげていきます。</li> </ul> </div> <p>&lt;3. 自然をつなぐ、自然に学ぶ に関する環境目標&gt;</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>【自然のことをもっと知りたい、知らせたい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然保護の意識が高まることを目指して、一宮市の自然環境について調査・研究を推進し、情報を提供します。</li> </ul> <p>【市民、市民団体が中心となり自然環境活動に取り組む】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内全域において身近な散歩道があり、散歩やウォーキング、その途中の木陰やベンチで休憩しながら、すがすがしさを感じ、一宮市の自然、歴史・文化などを知り、楽しみ、ゆったりと過ごすことのできるスローライフを推奨する健康のまちにします。</li> <li>●アダプトプログラムによる美化・清掃をさらに広げ、多くの市民の方が参加し、対象エリアが増えることにより、線的・面的につながり、環境保全活動の範囲が広がっていきます。こうした活動を通じて、環境保全に対する意識が高まり、参加する方々の相互のコミュニティ形成の推進、子どもたちへの環境教育にも役立ちます。</li> </ul> <p>【自然のネットワークをつくる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「生物多様性」、「広域的な交流」、「市民の生活」という3つの視点からネットワークの形成に努めます。</li> <li>●木曽川の自然環境の保全を図ることにより、木曽川を通じたネットワークを形成し、従来からの多様な生きものの生息環境を保全します。</li> </ul> </div>

6. 一宮市景観基本計画（2009（平成 21）年 3 月改定）

項目	内容
<p>景観形成の 基本理念</p>	<p><b>【基本理念】</b> 木曽川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって 活力とやすらぎが感じられる都市景観づくり</p> <p><b>【良好な都市景観を形成するための3つの視点】</b> ①美しく・楽しい景観によって、交流を呼ぶまち ②美しく・楽しい景観のもとで、歩きたくなるまち ③美しく・楽しい景観を、みんなでデザインするまち</p>
<p>基本施策の 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり</li> <li>■木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となったふるさとの軸となる景観づくり</li> <li>■さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり</li> <li>■住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり</li> <li>■身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり</li> </ul>
<p>骨格別の 景観形成方針 (一部抜粋)</p>	<p>一宮市の景観構造の骨格をなす要素であり、一宮市の景観を特徴づける「景観ゾーン」「景観拠点」「景観軸」について、方針を定めます。</p> <p>■景観軸の景観形成方針</p> <p><b>【自然景観軸】</b> ⇒自然環境を構成する線的な景観要素（自然地形及び人工物も含む）</p> <p><b>【交流景観軸】</b> ⇒観光やレクリエーションの対象となる景観要素及び景観を楽しむための移動空間</p> <p><b>【日常生活景観軸】</b> ⇒市民の日常生活において触れる景観及び生活のための移動空間</p> <p>■交流景観の形成方針</p> <p><b>【木曽川に沿ってつなぐ】</b> 大自然と歴史と生活が一体となった軸  <b>【中小の河川・水路に沿ってつなぐ】</b> 身近な自然に触れて歩く軸  <b>【街道に沿ってつなぐ】</b> 歴史のストーリーを感じる軸  <b>【公共交通に沿ってつなぐ】</b> 四季を感じながら気持ちよく移動する軸  <b>【幹線道路に沿ってつなぐ】</b> 風を感じながらサイクリングができる軸</p>

7. 一宮市地域防災計画 地震災害対策計画（2018（平成30）年修正）	
項目	内容
基本理念 （一部抜粋）	<p><b>【防災の基本理念】</b>  災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるように備えなければならない。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次の通りである。</p> <p><b>【災害予防段階】</b>  災害の規模によっては、ハード対策では被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</p> <p><b>【災害応急対策段階】</b>  （1）発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に依じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>（2）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p><b>【災害復旧・復興段階】</b>  発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</p>
災害予防計画 （一部抜粋）	<p><b>【第2節 都市の防災性の向上】</b></p> <p>■基本方針  地震発生時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが予想されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。</p> <p>■防災空間の整備拡大  （1）防災対策に資する公園緑地の配置計画  ・県が策定する「愛知県広域緑地計画」及び市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、交流機能、防災機能及び景観形成機能の4つの視点に加え、総合的な検討を行い、効果的な配置計画に努める。</p> <p>・市内に残された緑地及び保全する農地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として、有効に機能するものであることから、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地等の保全に努める。</p> <p>・公園は震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っていることから、都市公園の拡大は都市の防災機能を強化することとなるため、今後も公園整備の推進に努める。</p> <p>（2）街路等の整備  ・街路等は、震災時において避難、消防、救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有することから、その機能を十分に発揮できるよう、都市計画道路等の整備を推進する。</p>

項目		内容						
市内の 都市公園等	種別	番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	耐震性貯水槽	応急仮設住宅建設予定地
	総合公園	3321	大野極楽寺公園	384,000	○			○
	小計	1		384,000				
	運動公園	3321	光明寺公園	279,000	○			○
	小計	1		279,000				
	地区公園	3301	九品地公園	41,478		○		○
		3302	平島公園 (平島公園野球場)	36,402		○		○
		3303	奥町公園	43,849	○			○
		3304	富田山公園	93,876	○			○
	小計	4		215,605				
	近隣公園	3251	大宮公園	11,989		○	○	
		3252	稲荷公園	16,175		○		○
		3253	野黒公園	10,367		○		○
		3254	大平島公園	17,412	○			○
		3255	彦田公園	19,834	○			○
		3256	森本中央公園	14,116		○		○
		3257	三ツ井公園	12,358		○		○
		3258	多加木公園	12,706		○		○
		3259	梅ヶ枝公園	15,106		○	○	
		3260	伝法寺中央公園	12,100		○		○
		3261	五城公園	21,964	○			○
		3262	尾西公園	17,842	○			○
	小計	12		181,969				
	街区公園	3031	常念公園	993		○	○	
		3051	葵公園	1,287		○		
		3052	久古見公園	1,409		○		
		3053	橋呑公園	2,414		○	○	
		3054	上本町公園	1,923		○		
		3055	伏木公園	3,606		○		
		3056	音羽公園	7,504		○		
		3057	大乘公園	3,357		○	○	
		3058	真清公園	8,048		○		
		3059	浅野公園	9,657		○		
		3060	富古場公園	3,254		○		○
		3061	弁天公園	5,924		○		○
		3062	南山公園	4,860		○		
		3063	低見公園	1,925		○		
		3064	南木公園	2,426		○		
		3065	柳下公園	7,831		○		
		3066	堀田公園	7,921		○		○
		3067	西浅間公園	3,886		○		
		3068	浅間公園	2,900		○	○	
		3069	南大門公園	1,618		○		
		3070	大塚公園	2,085		○		
		3071	大赤見公園	2,428		○		
		3072	柿ノ木公園	1,700		○		
		3073	富士公園	2,307		○	○	
	3074	西反田公園	2,988		○			
	3075	常光公園	2,409		○			
	3076	花ノ木公園	2,368		○			
	3077	古宮公園	2,556		○			
	3078	轅立公園	2,322		○			
	3079	鎌田公園	2,070		○			
	3080	むつみ公園	2,681		○			
	3081	さかえ公園	3,741		○			
	3082	中央公園	3,744		○			
	3083	みどり公園	2,421		○			
	3084	若竹公園	1,426		○			
	3085	天道公園	4,058		○			
	3086	仲畑公園	3,285		○			
	3087	元宮公園	2,466		○			
	3088	天王前公園	5,357		○			
	3089	平島西公園	2,804		○			



項目		内容						
市内の 都市公園等	種別	番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	耐震性貯水槽	応急仮設住宅建設予定地
		3090	休郷公園	3,004		○		
		3091	六所公園	2,499		○		
		3092	北三味公園	2,131		○		
		3093	海道田公園	2,088		○		
		3094	葉師公園	2,776		○		
		3095	縁葉公園	3,597		○		
		3096	北神明公園	2,387		○		
		3097	西大海道公園	1,634		○		
		3098	古金公園	1,655		○		
		3099	萩原西出公園	3,358		○		
		3100	九日市場公園	1,543		○		
		3101	若宮公園	2,872		○		
		3102	朝宮公園	2,535		○		
		3103	大毛公園	1,429		○		
		3104	連田公園	4,987		○		
		3105	寺田公園	1,024		○		
		3106	宮崎公園	1,009		○		
		3107	天神公園	2,822		○		
		3108	吾鬘公園	2,500		○		
		3109	平山公園	2,197		○		
		3110	江畔公園	4,116		○	○	○
		3111	駒寄公園	2,377		○		
		3112	稲荷山公園	2,281		○		
		3113	岩船公園	3,835		○		
		3114	河戸公園	1,852		○		
		3115	秋葉公園	2,106		○		
		3116	ひばり島公園	3,041		○		
		3117	油田公園	1,645		○		
		3118	鬼ヶ島公園	2,139		○		
		3119	前西公園	2,000		○		
		3120	東公園	2,000		○		
		3121	中道公園	3,425		○		
		3122	一色公園	2,700		○		
		3123	猿海道公園	7,000		○		○
		3124	南印田公園	3,000		○		
		3125	ひまわり公園	3,528		○		
		3126	寺跡公園	2,200		○		
		3127	西大門公園	2,000		○		
		3128	大塚史跡公園	2,000		○		
		3129	東畑公園	2,000		○		
		3130	起児童公園	1,465		○		
		3131	小信児童公園	2,347		○		
		3132	籠屋公園	4,312		○	○	○
		3133	念佛公園	2,000		○		
		3134	明地東公園	2,451		○		
		3135	黒田公園	2,169		○		
	3136	新田公園	2,000		○			
	3137	五色町公園	1,871		○			
	3138	宝生公園	1,150		○			
	3139	本郷公園	1,700		○			
	3140	五輪ヶ淵公園	2,000		○			
	3141	佐野公園	1,459					
	小計	92		266,175				
	特殊公園	3331	浅井山公園	35,577	○			
		3332	木曾川緑地	20,749		○		
		3341	萬葉公園	49,815	○		○	
		3333	木曾川緑地公園 (玉ノ井地区)	69,915				
			木曾川緑地公園 (里小牧地区)	18,829				
		3334	木曾川尾西緑地	83,700				
		3335	木曾川沿川緑地	82,152				
	小計	6		360,737				
	緑道	3401	北高井緑道	900				
		3402	鉄道高架記念緑道	5,845				
		3403	毛受緑道	3,962				

項目		内容							
市内の 都市公園等	種別	番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	耐震性貯水槽	応急仮設住宅建設予定地	
		3404	奥村井筋緑道	5,012					
		3405	上之島井筋緑道	2,148					
		3406	伝法寺緑道	3,221					
		小計	6		21,088				
	緑地	3411	萩原緑地	1,825		○	○		
			宮山緑地	225					
		3412	戸塚緑地	4,504		○			
		3413	第一分区園	5,963		○			
		3414	三ツ井緑地	1,477		○			
		3415	萩原南緑地	5,156		○			
		3416	猿海道調整池緑地	2,500		○			
		3417	三条緑地	5,657		○			
		3418	大徳ふれあい池緑地	1,180					
		3419	せんい緑地	3,082		○			
		3420	鞆江緑地公園	8,246		○			
		3421	西中野排水機場緑地	5,396		○			
		3422	広中池緑地	25,232		○			
		3423	阿古井池公園	21,463		○			
		小計	14		91,906				
	国営公園			国営木曾三川公園 三派川地区センター	264,000	○			
	小計	1			264,000				
	県施設			愛知県一宮総合運動場		○			
				一宮商業高等学校 第2運動場		○			
	市施設			尾西プール					○
				尾西運動場		○			
				木曾川運動場		○			○
	(都市公園に準ずる施設)								
				丹西緑地	4,409		○		
				高井緑地	140				
				河田緑地	144				
				丹羽緑地	193				
				多加木緑道	13,447				
				大江川緑道	24,454				
				神山緑道	4,050				
				田所緑道	659				
				排水機場緑地	250				
				一の宮井筋緑道	50,751				
				奥村井筋緑道	109,000				
				尾西緑道	7,710				
				玉野緑地	170				
				若木緑地	301				
				山玉野緑地	450				
				尾濃緑地	972				
				新屋敷緑地	794				
				大縄場緑地	1,824				
				松枝緑地	162				
			北出緑地	111					
			西郷緑地	132					
			古川筋緑地	268					
			若草公園	294					
			西新田緑地	179					
			祖父江放水路緑地	2,590					
			玉野放水路緑地	1,692					
			北方広場	1,576					
			前並六緑地	140					
			三条西緑地	151					
	小計			227,013					

8. 一宮市農業振興地域整備計画（2019（平成31）年3月見直し）	
項目	内容
基本理念 （一部抜粋）	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。</li> </ul> <p><b>【一宮市の現況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域（7,589ha）のほぼ全域が農業振興地域（7,449ha）に指定。</li> <li>・農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域、通称「青地」（1,688ha）として保全に努めている。</li> <li>・農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の編入・除外・用途区分の変更）は、年4回（5月・8月・11月・翌年2月）行っている。</li> </ul>
農用地等の 保全計画	<p><b>【保全の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地機能、保水機能等農地の持つ多面的機能を維持し、生産性の確保と農業経営の安定を図るため、利用集積による農地の有効利用を進め、認定農業者等の担い手による規模拡大により、集团的優良農用地の保全に努める。</li> <li>・都市化の進展や異常気象による農地及び農業用施設などの湛水被害が近年増大しているため、排水路の改修・新設などにより、水稻その他農作物への被害の軽減を推進する。</li> <li>・老朽化対策として、土地改良施設の更新を推進する。</li> </ul> <p><b>【農用地等の保全のための活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度から多面的機能支払交付金制度により、農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援しており、今後も継続する。</li> <li>・平成20年8月に開校したはつらつ農業塾の担い手育成コース及び生きがいコースを通して、農業従事者の高齢化と後継者不足及び担い手不足による農地の遊休化の解消に努めるとともに農業従事者を育成する。</li> </ul>
担い手等の 育成対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家各々の実情に配慮した指導を行いつつ、農業の将来展望とそれを担う農業者や農業経営体への支援を強化する。</li> <li>・望ましい経営を目指す農業者に対して、JA・県等との連携を密にしながら農業経営改善計画の作成や相互の連携が図られるよう積極的に推進する。</li> </ul>

## 7

## 計画書の構成

本計画の構成を以下に示します。

計画の基本事項として、改定の背景や目的、第7次一宮市総合計画や愛知県広域緑地計画などにおける位置付けを整理するとともに、一宮市の緑の現況や緑に関する市民の意識、前計画の目標や施策の達成状況から、一宮市の水と緑に関する課題を整理し、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を踏まえ、計画の基本理念及び基本方針を設定します。

また、設定した基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の設定、施策推進の効果を把握するための指標の設定を行うとともに、市民・民間事業者等・行政が一体となって緑のまちづくりを推進するための方向性を示します。

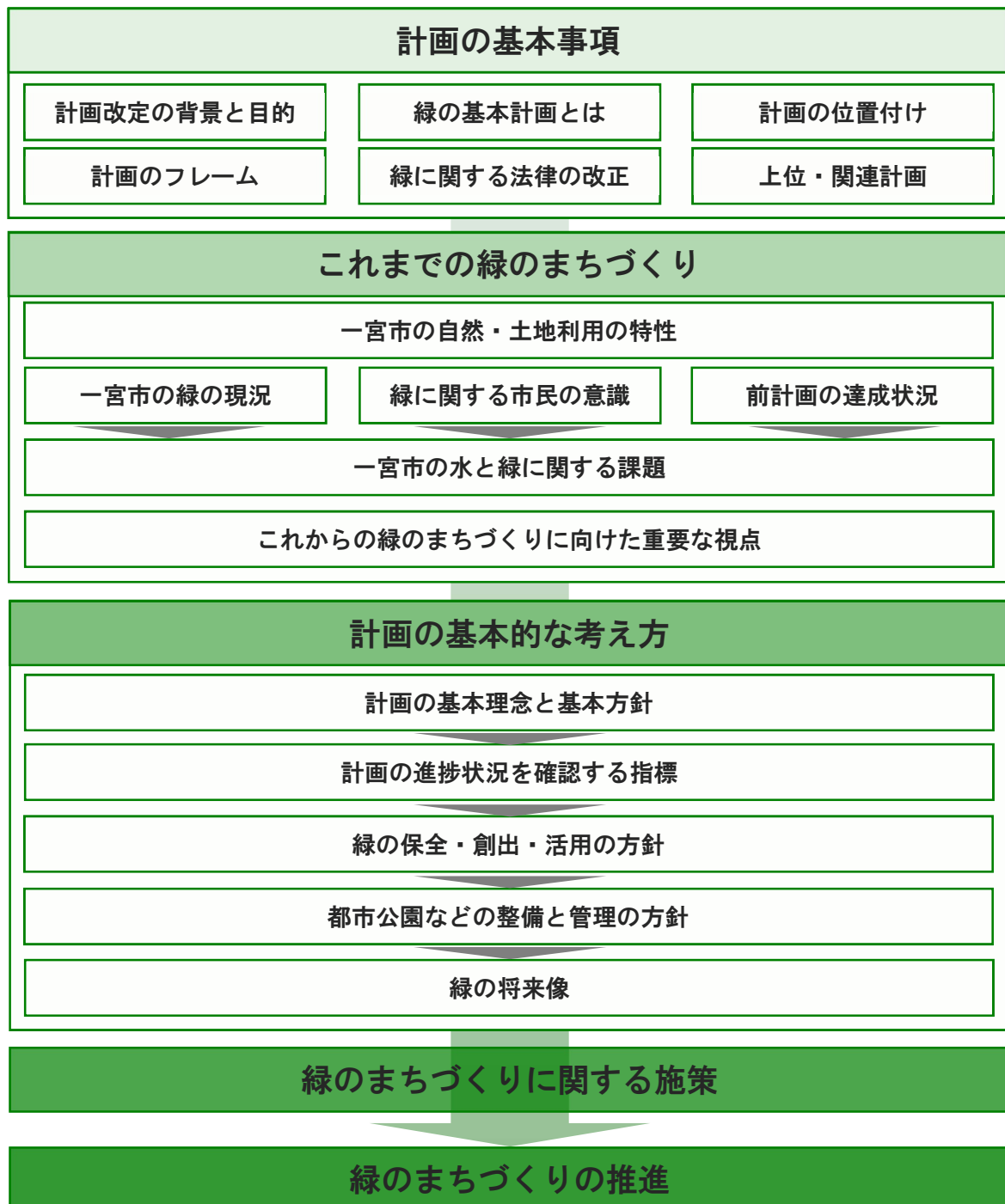


図 計画書の構成